

産業衛生 レポート

No.529

2023年10月号

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

(令和5年8月30日 政令第265号)

労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

(令和5年8月30日 厚生労働省令第108号)

【省令改正のポイント】

1. 国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと区分された全ての化学物質を、労働安全衛生法のラベル・SDS対象物質とする考え方に転換する。
2. これに伴い、これまでの労働安全衛生法施行令別表第9に個々の物質名を列挙する規定方法から、労働安全衛生法施行令では対象物質の性質や基準を包括的に示し、規制対象の外枠を規定した上で、当該性質や基準に基づき個々の物質名を厚生労働省令に列挙する方法へ改正し、ラベル・SDS対象物質の追加等を行う。
3. 施行日：令和7年4月1日(一部の規定は公布日)

経過措置：ラベル・SDS対象物質に追加される物質のうち有害性の区分の低いものについては、令和8年4月1日からラベル・SDS対象物質に追加する。また、新たにラベル・SDS対象物質に追加される物質については、施行後1年間はラベル表示に係る規定を適用しない。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について

(令和5年8月30日 厚生労働省 基発0830第1号)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第265号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第108号。以下「改正省令」という。）については、令和5年8月30日に公布され、公布日から施行（一部については、令和7年4月1日から施行）することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のなきを期されたい。

第1 改正の趣旨

労働安全衛生法（以下「法」という。）第57条第1項の規定に基づき、労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第18条に定める化学物質については、譲渡又は提供に当たって容器等に名称等を表示（以下「ラベル表示」という。）しなければならないとされている。また、法第57条の2第1項の規定に基づき、令第18条の2に定める化学物質については、譲渡又は提供に当たって名称等を文書の交付等（以下「SDS交付等」という。）により相手方に通知しなければならないとされている。今般、化学物質による危険性・有害性に関する情報伝達の仕組みの整備・拡充を図るため、ラベル・SDS対象物質（ラベル表示をしなければならない化学物質及びSDS交付等をしなければならない化学物質をいう。以下同じ。）の範囲について、国が行うGHS分類（日本産業規格Z7252（GHSに基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。以下同じ。）の結果、危険性又は有害性があると区分された全ての化学物質とする考え方に転換す

る。これに伴い、ラベル・SDS対象物質の規定方法を令第18条及び第18条の2の規定に基づき令別表第9に個々の物質名を列挙する方法から、令において性質や基準を包括的に示し、規制対象の外枠を規定した上で、厚生労働省令において当該性質や基準に基づき個々の物質名を列挙する方法へ改正を行うとともに、ラベル・SDS対象物質の追加等を行うため、令及び労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）について、所要の改正を行ったものである。

第2 改正の要点

1 改正政令関係

(1) ラベル・SDS対象物質に係る規定方法の変更（令第18条、第18条の2及び別表第9関係）ラベル・SDS対象物質を、国が行うGHS分類の結果、危険性又は有害性があるものと令和3年3月31日までに区分された物のうち厚生労働省令で定めるものとし、元素及び当該元素から構成される化合物であって包括的にラベル・SDS対象物質とすべきものについては、改正政令による改正後の令別表第9で定めたこと。

(2) ラベル・SDS対象物質の削除（令別表第9関係）

(1)の規定方法の変更により、ラベル・SDS対象物質から除外される7物質について、(1)の施行に先立ってラベル・SDS対象物質から削除したこと。

(3) その他

ラベル・SDS対象物質を含有する製剤その他の物に関する裾切値を安衛則別表第2で規定していたところ、告示で定めること、その他所要の改正を行ったものであること。

(4) 施行期日（改正政令附則第1条関係）

改正政令は、公布日（(1)については令和7年4月1日）から施行すること。

(5) 経過措置（改正政令附則第2条及び第3条関係）

ア 改正政令により新たにラベル・SDS対象物質に追加される物質のうち、国が行うGHS分類の結果、有害性の区分が区分1以外と区分されたものについては、令和8年3月31日までの間は、法第57条及び第57条の2の規定を適用しないこと。

イ 改正政令により新たにラベル・SDS対象物質に追加される物質のうち、令和7年4月1日に施行される物質であって施行の日において現に存するものについては令和8年3月31日までの間、アの経過措置の対象となる物質であって令和8年4月1日において現に存するものについては令和9年3月31日までの間は、ラベル表示に係る法第57条第1項の規定を適用しないこと。

2 改正省令関係

(1) ラベル・SDS対象物質の削除に伴う裾切値の規定の削除（安衛則別表第2関係）

改正政令の施行に伴い、ラベル・SDS対象物質から除外される7物質について、安衛則別表第2より削除したこと。

(2) その他

その他所要の改正を行ったこと。

(3) 施行期日（改正省令附則関係）

改正省令は、公布日から施行すること。

第3 細部事項

1 改正政令関係

(1) ラベル・SDS対象物質に係る規定方法の変更（令第18条、第18条の2及び別表第9関係）

ア 令第18条第1号及び第18条の2第1号で規定する令別表第9に掲げる物は、特定の元素から構成される化合物について米国産業衛生専門家会議（ACGIH）等の諸機関において職業ばく露限界値が包括的に設

定されていることから、元素及び当該元素から構成される化合物を包括的にラベル・SDS対象物質として規定したものであること。

イ 令第18条第1号括弧書きで規定する化学物質のうち、改正政令による改正前の令第18条第1号においてラベル表示の適用対象から除外されていた白金、フェロバナジウム、モリブデンについては、国が行うGHS分類の結果、皮膚刺激性の区分に該当するものと区分されているため、ラベル表示の適用の対象としたこと。

ウ 令第18条第2号の「危険性又は有害性があるものと令和3年3月31日までに区分された物」とは、令和2年度までに実施された国が行うGHS分類の結果、物理化学的危険性又は健康に対する有害性のいずれかの区分に該当すると区分された物をいうこと。なお、国が行うGHS分類の結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構のホームページにおいて公表されていること。

エ 令第18条第2号ハ及び第18条の2第2号ハについては、国が行うGHS分類の結果、特定標的臓器毒性（単回ばく露）又は特定標的臓器毒性4（反復ばく露）の呼吸器又は気道刺激性のいずれかの区分に該当し、かつ、危険性又はその他の有害性の区分に該当すると区分されていないものをいうこと。なお、当該物質は、粉じんとしての有害性のみを有する物質であり、従来、じん肺法や粉じん障害防止規則（以下「粉じん則」という。）において粉じんとしての物理的な作用による健康障害を防止するために必要な規制を行っていることから、ラベル・SDS対象物質から除外した趣旨であること。

オ 令第18条第2号及び第18条の2第2号の「厚生労働省令で定めるもの」については、別途厚生労働省令で示される予定であること。

カ 令第18条第3号及び第18条の2第3号で定める厚生労働大臣の定める基準（裾切値）については、改正前は安衛則別表第2で規定していたところ、規定方法の見直しを踏まえ、改正後は、告示で定める予定であること。

キ 令別表第9に掲げる物の範囲についての留意事項は以下のとおりであること。

（ア）令別表第9第1号の「アリル水銀化合物」とは、芳香族環を有する有機水銀化合物をいうこと。

（イ）令別表第9第4号のアルミニウムについては、アルミニウム単体又はアルミニウムを含有する製剤その他の物（以下「アルミニウム等」という。）であって、サッシ等の最終の用途が限定される製品であり、かつ当該製品の労働者による組立て、取付施工等の際の作業によってアルミニウム等が固体以外のものにならずかつ粉状（インハラブル粒子）にならないものは、一般消費者の生活の用に供するものとしてラベル表示・SDS交付等及び危険性又は有害性等の調査等の対象にならないものとして取り扱って差し支えないこと。

（ウ）令別表第9第4号の「水溶性」とは、当該物質1グラムを溶かすのに必要な水の量が100ミリリットル未満であるものをいうこと（令別表第9第10号、第17号、第18号、第20号、第25号、第27号、第29号において同じ。）。

（エ）令別表第9第8号の「ウラン及びその化合物」には、改正政令による改正前の令別表第9第59号の2「ウラン」、第413号の2「二酢酸ジオキシドウラン（VI）及びその二水和物」及び第416号の2「二硝酸ジオキシドウラン（VI）六水和物」を含むものであること。

（オ）令別表第9第15号の「すず及びその化合物」には、改正政令による改正前の令別表第9第396号「トリシクロヘキシルすず＝ヒドロキシド」を含むものであること。

（カ）令別表第9第32号の「沃素及びその化合物」のうち、「その化合物」とは、沃化物をいうものであること。なお、沃化物とは、沃素とそれより陽性な原子又は基との化合物をいうこと。

（2）ラベル・SDS対象物質の削除（令別表第9関係）

ア 令別表第9から削除された7物質のうち、酸化アルミニウム及びポルトランドセメント（以下「酸化アルミニウム等」という。）については令第18条第2号ハ及び令第18条の2第2号ハに該当することから、ラベ

ル・SDS対象物質から削除したものであること。酸化アルミニウム等以外の5物質については、国が行うGHS分類の結果、危険性又は有害性があるものと区分されていないことから、ラベル・SDS対象物質から削除したものであること。ただし、酸化アルミニウム等の取扱い作業については、じん肺法や粉じん則に規定する措置を適切に講じる必要があること。また、酸化アルミニウム等以外の5物質については、GHS分類を行うための十分な情報が得られなかったため、危険性又は有害性があるものと区分されていない場合も含まれていることから、令別表第9から削除された7物質は危険性又は有害性がないことを理由に令別表第9から削除されたものではないことに留意すること。なお、ポルトランドセメントについては、その粉じんが皮膚や眼に付着した場合に水と反応して水酸化カルシウム等が生成され、当該物質により皮膚や眼に障害を与えることが報告されていることから、ポルトランドセメントを皮膚や眼に触れる状態で譲渡又は提供する場合には、安衛則第24条の14及び第24条の15の規定によるラベル表示及びSDS交付等において、水酸化カルシウムの皮膚や眼に触れた場合の有害性について記載することが望ましいこと。

イ 令別表第9から削除された7物質を含有する製剤その他の物であって他のラベル・SDS対象物質を裾切値以上含有するものについては、令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき、引き続きラベル表示・SDS交付等の義務対象であること。

詳細は以下をご確認ください。

【政令】[「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」\(令和5年政令第265号\)改め文](#)

【省令】[「労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」\(令和5年厚生労働省令第108号\)](#)

【新旧対応表】[「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」\(令和5年政令第265号\)新旧対照表](#)

【通達】[労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について\(令和5年8月30日付け基発0830第1号\)](#)

【概要】[労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案等の概要](#)

【パブコメ結果】[「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案」、「労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」及び「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見等について\(令和5年8月30日公表\)](#)

石綿障害予防規則の一部を改正する省令

(令和5年8月29日 令和5年厚生労働省令第105号)

石綿障害予防規則の一部を次の表のように改正する。

【省令改正のポイント】

- 1 石綿等の切断等の作業等(2の作業を除く。)において義務付けられる湿潤化の措置を、石綿等を湿潤な状態のものとすること、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置とする。
- 2 石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものを切断等の方法により除去する作業及び建築物等に用いられた石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する作業において義務付けられる常時湿潤化の措置を、当該石綿含有成形品を常時湿潤な状態に保つこと、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置とする。

3 施行期日:令和6年4月1日



改正後	改正前
<p>(石綿含有成形品の除去に係る措置)</p> <p>第六条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、第一項ただし書の場合において、石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が定めるものを切断等の方法により除去する作業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、当該措置（第一号及び第二号に掲げる措置に限る。）と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、第一号及び第二号の措置については、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該作業中は、当該石綿含有成形品を常時湿潤な状態に保つこと、<u>除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずること。</u></p> <p>(石綿等の切断等の作業等に係る措置)</p> <p>第十三条</p> <p>事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとすること、<u>除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、第一項各号のいずれかに掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、石綿等を湿潤な状態のものとすること、<u>除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずる必要がある旨を周知させなければならない。</u></p>	<p>(石綿含有成形品の除去に係る措置)</p> <p>第六条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該作業中は、当該石綿含有成形品を常時湿潤な状態に保つこと。</p> <p>(石綿等の切断等の作業等に係る措置)</p> <p>第十三条</p> <p>事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものと<u>しなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困るときは、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、第一項各号のいずれかに掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、石綿等を湿潤な状態のものと<u>する必要がある旨を周知させなければならない。ただし、同項ただし書の場合は、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるよう努めなければならない旨を周知させなければならない。</u></p>

石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について

(令和 5 年 8 月 29 日 厚生労働省 基発 0829 第 1 号)

石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第105号。以下「改正省令」という。）が令和5年8月29日に公布され、令和6年4月1日から施行される。その改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）第13条第1項においては、事業者に石綿等の切断等の作業の際に石綿等の湿潤化の措置を講じることが義務付けられており、当該措置が著しく困難な場合は、除じん性能を有する電動工具の使用等の措置を講ずることを努力義務としている。また、石綿則第6条の2第3項（同令第6条の3で準用

される場合を含む。)においては、石綿等の切断等の作業のうち特定の作業を行う際には、作業場所の隔離、当該石綿等の常時湿潤化等の措置を講じることが義務付けられている。今般、除じん性能を有する電動工具の使用は、石綿等を湿潤化した場合と同等以上の石綿等の粉じんの発散低減効果があると認められるため、石綿則第13条第1項で規定する措置については、石綿等の湿潤化の措置に限定せず、石綿等の湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の措置のいずれかの措置を行うことを義務付けることとした。さらに、石綿則第6条の2第3項第2号(同令第6条の3で準用される場合を含む。)で規定する措置については、有効な呼吸用保護具の使用が義務付けられていることを前提として、作業の状況に応じた、最適な石綿等の粉じん発散防止措置を適切に講じることができるよう、石綿等の常時湿潤化の措置に限定せず、石綿等の常時湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の措置のいずれかの措置を行うことを義務付けることとした。なお、本改正は、電動工具による石綿等の切断等を推奨する趣旨ではなく、石綿則第6条の2第1項に規定されているとおり、石綿等の除去は、石綿等の切断等以外の方法(ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すこと等)で行う必要があり、これを実施することが技術上困難な場合に限り、石綿等の切断等を行うことが認められているという従来の考え方を変えるものではない。

第2 改正省令の概要

- (1) 石綿等の切断等の作業等((2)の作業を除く。)において義務付けられる湿潤化の措置を、石綿等を湿潤な状態のものとすること、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置としたこと。また、同条第13条第3項において、同条第1項に掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し同項で義務付ける措置を講じなければならない旨を周知させなければならないとしたこと。(石綿則第13条関係)
- (2) 成形された材料であって石綿等が使用されているもの(石綿含有保温材等を除く。以下「石綿含有成形品」という。)のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものを切断等の方法により除去する作業及び建築物、工作物又は船舶に用いられた石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する作業において義務付けられる常時湿潤化の措置を、当該石綿含有成形品を常時湿潤な状態に保つこと、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置としたこと。(同令第6条の2第3項、第6条の3関係)
- (3) 改正省令は令和6年4月1日から施行すること。

第3 細部事項

- (1) 除じん性能を有する電動工具に係る措置(第6条の2第3項、第6条の3、第13条第1項関係)
 - ア 改正省令による改正後の石綿則(以下「改正石綿則」という。)第6条の2第3項(同令第6条の3において準用する場合を含む。)及び同令第13条第1項の「除じん性能を有する電動工具」の「除じん性能を有する」には、日本産業規格Z 8122(コンタミネーションコントロール用語)でいうHEPAフィルタ又はこれと同等以上の性能を有するフィルタを備えた集じん機を用いることが含まれること。
 - イ 除じん性能を有する電動工具の使用に当たっては、正しく使用されなければ石綿等の粉じんの発散低減効果が発揮されないため、取扱説明書等に従い、適切に使用するとともに、フィルタの交換等適切なメンテナンスを定期的に行う必要があること。
 - ウ 除じん性能を有する電動工具の使用に当たっては、石綿等が付着した電動工具の持ち出しを防ぐため、石綿則第13条第2項で規定する容器の備え付け及び同令第32条の2第1項に規定する付着した石綿の除去等の措置に留意すること。
 - エ 電動工具(除じん性能を有する電動工具を含む。)を用いて石綿等の切断等を行う場合においては、石綿則第14条で規定する「呼吸用保護具」は、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具(S級の半面顔面体であってろ過材がPS3又はPL3のものに限る。)又はそれと同等以上の指定防護係数を有する防じん機能を有する呼吸用保護具をいうこと。
- (2) その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置(第6条の2第3項、第6条の3、第13条第1項関係)
改正石綿則第13条第1項の「その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置」には、封じ込め作業における固化剤の吹付け、除去作業における剥離剤の使用、湿潤化が著しく困難な場合における隔離(囲い込み)等が

含まれ、改正石綿則第6条の2第3項（同令第6条の3において準用する場合を含む。）の「その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置」には、剥離剤の使用が含まれるとともに、将来の技術の進歩により、湿潤化と同等以上の粉じんの発散を防止する新たな措置が開発された場合は、別途定めるところにより、当該措置も含まれること。

詳細および概要は以下よりご確認ください。

【省令】 [石綿障害予防規則の一部を改正する省令\(令和5年厚生労働省令第105号\)](#)

【通達】 [石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について\(令和5年8月29日基発0829第1号\)](#)

【概要】 [石綿障害予防規則の一部を改正する省令案概要\[PDF形式:1.7MB\]](#)

【パブコメ結果】 [「石綿障害予防規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見等について\(令和5年8月29日公表\)](#)

心理的負荷による精神障害の労災認定基準を改正しました

(令和5年9月1日 厚生労働省発表)

厚生労働省では「心理的負荷による精神障害の認定基準」を改正し、本日9月1日付で厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長宛てに通知しました。この改正は、近年の社会情勢の変化等に鑑み、最新の医学的知見を踏まえて「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」において検討を行い、今年7月に報告書が取りまとめられたことを受けたものです。厚生労働省では、業務により精神障害を発病された方に対して、改正後の本基準に基づき、一層迅速・適正な労災補償を行っていきます。

【認定基準改正のポイント】

1. 業務による心理的負荷評価表*の見直し

- ・ 具体的出来事「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」（いわゆるカスタマーハラスメント）を追加
- ・ 具体的出来事「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」を追加
- ・ 心理的負荷の強度が「強」「中」「弱」となる具体例を拡充（パワーハラスメントの6類型すべての具体例の明記等）
※ 実際に発生した業務による出来事を、同表に示す「具体的出来事」に当てはめ負荷（ストレス）の強さを評価

2. 精神障害の悪化の業務起因性が認められる範囲を見直し

- ・ 悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したときには、悪化した部分について業務起因性を認める

3. 医学意見の収集方法を効率化

- ・ 専門医3名の合議により決定していた事案について、特に困難なものを除き1名の意見で決定できるよう変更

詳細は以下をご確認ください。

[資料1 認定基準改正の概要\[340KB\]](#)

[資料2 心理的負荷による精神障害の認定基準について\[450KB\]](#)

[資料3 「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」報告書\[1.4MB\]](#)